

国の動向について

子ども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

子ども政策担当大臣

子ども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれている子ども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

○今までの司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導

○子どもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

○政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務

○子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

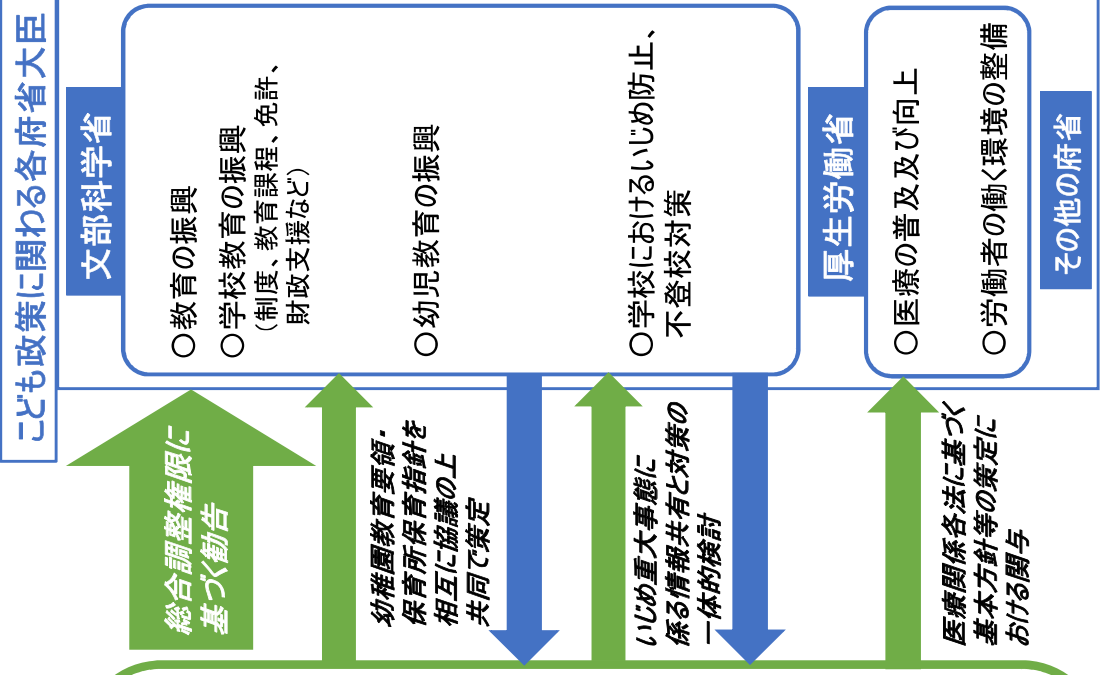
○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)

○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証



児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 〔児童福祉法、母子保健法〕

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 〔児童福祉法〕

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 〔児童福祉法〕

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 〔児童福祉法〕

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 〔児童福祉法〕

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 〔児童福祉法〕

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求めめる仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化） 〔児童福祉法〕

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、7の一部は公布後2年以内で政令で定める日）

事務連絡
令和4年6月15日

各 都 道 府 県
市 区 町 村 認可外保育施設所管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）については、本年6月8日に国会で可決・成立し、本日公布されたところであり、同日に、『「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）』（令和4年6月15日付け子発0615第1号・障発0615第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出したところです。（参考資料1）

改正法においては、認可外保育施設に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とする改正（以下「本改正」という。）がなされることから、下記のとおり、本改正の趣旨・内容及び留意事項についてお知らせしますので、ご了知ください。

記

1. 本改正の趣旨・内容

(1) 本改正の趣旨

認可外保育施設については、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会」の下に置かれた「都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ」による「認可外保育施設の質の向上に関する議論のまとめ」（令和4年3月1日）において、「改善勧告や事業停止命令等の措置に係る情報の円滑な共有が図られるよう、国において、情報の公表・共有に係る関連規定を整備すべき」とされたところです。（参考資料2）

また、「社会保障審議会 児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」の「議論のとりまとめ」（令和3年2月19日）においては、ベビーシッターによるわいせつ事案の再発防止策として、ベビーシッターに対

する事業停止命令等に関する情報の公開、地方自治体間における共有について提言されているところです。(参考資料3)

本改正は、これらを踏まえ、認可外保育施設の質の向上及びベビーシッター等によるわいせつ事案の再発防止のため、以下1.(2)のとおり改正を行うものです。

(2) 本改正の内容

本改正では、以下2点の改正を行うこととしております。

- ① 都道府県知事(指定都市、中核市、児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。)は、認可外保育施設の設置者に対して改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令を行うために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができるものとし(第59条第7項関係)。
- ② 都道府県知事は、認可外保育施設について、事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合には、その旨を公表することができるものとした(第59条第9項関係)。

2. 留意事項

本改正の施行時期は、「公布の日から起算して3月を経過した日」であり、令和4年9月15日の施行となります。

他の都道府県知事に対して提供を求めることができる事業停止命令等に関する情報の範囲についての考え方や、当該情報の公表の方法等に関しては、今後、本改正の施行に合わせて、認可外保育施設指導監督の指針の改正等を行い、お示しする予定です。

以上

【本件の問合せ先】

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03 - 5253 - 1111 (内線 4838)

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp